

福岡県医第338号(地)
平成17年 5月13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



三重県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 変更内容

現 行		改 正 後	
組合員／入 院	な し	組合員	10分の3
組合員／入院外	10分の1		

2. 施行年月日

平成17年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

17国援第79号-5

平成17年5月9日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

三重県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、三重県健康福祉課長から通知がありましたので、お知らせします。





健福第 12-144 号
平成 17 年 4 月 20 日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長 様

三重県健康福祉部長
(公印省略)

三重県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 27 条第 2 項の規定により認可したのでお知らせします。

変更内容等は別添のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願ひします。

事務担当：健康福祉部生活保障室
国民健康保険グループ
森 河
TEL059-224-2285
FAX059-224-3085
seihosho@pref.mie.jp



三重県歯科医師国民健康保険組合規約一部改正

改正後	改正前
第3章 保 険 給 付 (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. 組合員である被保険者 <u>10分の3</u> 2. 被保険者で組合員の世帯に属する家族・・・(以下省略) (傷病手当金) 新設 第14条 組合は、組合員である被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規程による医療を受けることができる者を除く)が療養のため入院したときは、傷病手当金として次の額を支給する。ただし、年間180日を限度とする。 <u>第1種組合員 入院1日につき</u> 5,000円 <u>第2種組合員 入院1日につき</u> 3,000円 第5章 保 険 料 (保険料の賦課額) 第18条 組合員は保険料として・・・ (介護納付金分) 平等割 1. 組合員又は組合員の世帯に属する被	第3章 保 険 給 付 (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. 組合員である被保険者 入 院 なし 入院外 10分の1 2. 被保険者で組合員の世帯に属する家族で・・・(以下省略) 第5章 保 険 料 (保険料の賦課額) 第18条 組合員は保険料として・・・ (介護納付金分) 平等割 1. 組合員又は組合員の世帯に属する被保

保険者が介護保険法第9条第2号に
規定する被保険者である場合一人に
付 2,600 円

険者が介護保険法第9条第2号に規定
する被保険者である場合一人に付
2,400 円

附則（新設）

58 第18条の一部改正は認可の日より施行し、平成17年4月1日より適用する。

59 第11条の一部改正、第14条の新設及び第14条を第15条とし以下1条宛繰り下げは認可の日より施行し、平成17年10月1日より適用する。